

京都薬科大学外国語科目単位認定取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都薬科大学学則（以下「学則」という。）第39条第1項の規定に基づき、外国語科目の単位認定に関し必要な事項を定める。

(単位認定を申請できる資格)

第2条 京都薬科大学履修規程（以下「履修規程」という。）別表1-1及び別表1-3（以下「履修規程別表」という。）に定める選択科目「語学検定」（以下「語学検定」という。）の単位認定を申請できる資格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 実用英語技能検定（準1級以上）
- (2) TOEIC（700点以上）。ただし、IPテスト（団体受検）については、京都薬科大学（以下「本学」という。）において開催されたときのスコアに限る。
- (3) TOEFL（iBT 70点以上）。ただし、ITP（団体受検）のスコアは認定対象外とする。
- (4) 国際連合公用語英語検定試験（A級以上）
- (5) ドイツ語技能検定（3級以上）
- (6) 実用フランス語技能検定試験（3級以上）
- (7) 中国語検定（3級以上）

2 履修規程別表に定める自由科目「海外語学研修」（以下「海外語学研修」という。）の単位認定を申請できる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) University of Freiburg（以下「フライブルク大学」という。）が主催する「フライブルク大学サマープログラム」を受講し、フライブルク大学が交付する修了証明書を授与された者
- (2) MCPHS（Massachusetts College of Pharmacy & Health Sciences）University（以下「MCPHS大学」という。）が主催する「MCPHS大学サマープログラム」を受講し、MCPHS大学が交付する修了証明書を授与された者

3 単位認定を申請できる資格の取得時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「語学検定」については、申請月から過去2年間に取得した資格とする。
- (2) 「海外語学研修」については、第2年次又は第3年次とする。

(申請手続)

第3条 「語学検定」の単位認定を申請する者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 本学所定の「語学検定」単位認定願
- (2) スコア、試験結果、合格通知書等の申請資格の取得を証する書類の写し

2 「海外語学研修」の単位認定を申請する者は、帰国後2ヶ月以内に次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 本学所定の「海外語学研修」単位認定願
- (2) 前条第2項各号に定める修了証明書の写し
- (3) 京都薬科大学海外短期留学奨学金規則第12条に規定する「海外短期留学成果報告書（別紙様式3）」の写し

(認定科目の単位数)

第4条 「語学検定」の認定単位数は、3.0単位とし、この科目の単位を認定された者は、履修規程第13条第3号エに規定する「語学検定科目」を修得したものとみなす。

2 「海外語学研修」の認定単位数は、3.0単位とする。

(単位認定)

第5条 「語学検定」の単位は、当該科目のそれぞれの外国語を担当する教員が、第3条第1項第2号に定める申請資格の取得を証する書類に基づき、口述による聞き取り等を実施したうえで、認定する。

2 「海外語学研修」の単位は、学長が指名する教員が、第3条第2項第2号及び第3号に定める修了証明書及び第3条第2項第3号に規定する海外短期留学成果報告書に基づき、受講内容の確認等を実施したうえで、認定する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、外国語科目の単位認定に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

- 1 この要綱（一部改正）は、2012年4月1日から施行する。
- 2 2011年以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

この要綱（一部改正）は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この要綱（一部改正）は、2017年4月1日から施行する。